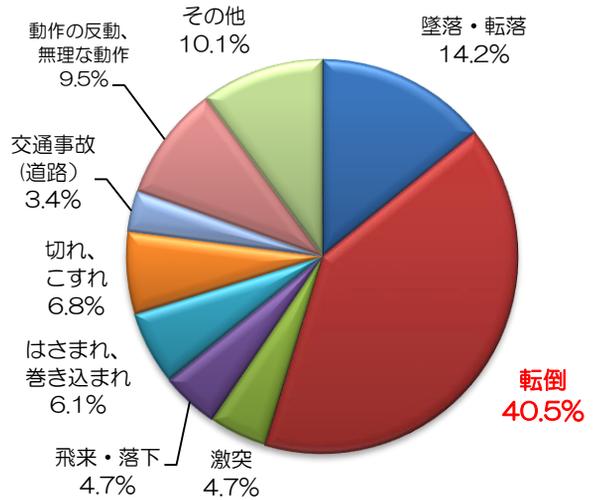




## 平成30年労働災害発生状況について

業種 (13次防重点業種)	発生年	平成30年7月末		
	平成29年 全期	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業	294(0)	148(2)	-5	-3.3%
製造業	73	39	-2	-4.9%
建設業	30	16(2)	+4	33.3%
土木工事業	11	7(1)	+3	75.0%
建築工事業	16	5	-3	-37.5%
その他建設業	3	4(1)	+4	
陸上貨物運送事業	49	17	-12	41.4%
小売業	28	14	-3	-17.6%
社会福祉施設	24	22	+16	266.7%

【災害の傾向（事故の型別）】



### 災害情報

## トラクターショベルが横転 運転手が死亡

#### 概要

7月21日、大崎市内の山林で横転したトラクターショベル（車両系建設機械）の下敷きになっている被災者が発見され、その後死亡が確認されました。

被災者は、直前まで当該重機を使用して、伐採した枝葉の集積作業をしており、何らかの原因で横転したものと思われます。

#### 再発防止対策

詳細は調査中ですが、同種災害の再発防止対策として一般的な対策は以下のとおりです。

- ① 車両系建設機械を使用して作業を行うときは、転落、地山の崩壊等による危険を防止するため、事前に作業場所の地形、地質の状況等を調査するとともに、使用する機械等に応じた安全な作業計画を定め、その計画に従って作業を行うこと。
- ② 有資格者の適正配置。  
※車両系建設機械は、重機の機体重量により資格が異なりますので注意が必要です。
- ③ 車両系建設機械の転倒又は転落のおそれのある場所での作業では、転倒時保護構造、シートベルトを備えたものを使用するよう努め、運転者にもシートベルトを使用するよう努めること。
- ④ 車両系建設機械の定期点検（年次点検・月次点検・使用前点検）を確実にを行うとともに、キーの持ち出し等の管理も徹底すること。

#### 宮城県内で死亡災害が多発

県内の労働災害による死亡者数は、7月末現在14人で昨年同期の比べ、7人の大幅増となっています。業種別では、製造業2人、建設業4人、陸上貨物運送事業3人、小売業2人、それ以外の業種3人となっています。

# 働き方改革推進に向けた労働時間制度等の説明会を開催

7月25日（水）宮城県大崎合同庁舎において「働き方改革推進に向けた労働時間制度等の説明会」を開催し、午前・午後併せて120事業場、144名の事業主及び労務担当者等が出席しました。

説明会においては、古川労働基準監督署の大井監督係長が、法改正の背景やポイントについて説明。

詳細については、今後、行政通達等が示される予定となっていることから、具体的には個別に相談いただきたい旨説明しました。

※ [同様の説明会を10月3日（水）に開催します。](#)

詳しくは、宮城労働局ホームページ（古川監督署の新着）をご覧ください。当署監督課までお問合せください。TEL:0229-22-2112



## 労働時間に関する相談が増加しています！

### 質問

事業拡大に伴い人を採用したいのでハローワークに行き「求人申込書」を窓口で提出したところ、ハローワークの担当者から「1週間の労働時間が45時間になっているようですが、36協定の届出や割増賃金の支払いはしていますか？」と言われました。

会社では確かに週6日出勤の時もあり労働時間が40時間を超えることもありますが、5月の連休や盆休み、年末年始等に多く休むので大丈夫だと思っていました。

法律上何か問題なのでしょうか？

### 回答

法定労働時間（週40時間）を超えている可能性があります。

労働基準法では法定労働時間を週40時間と1日8時間と定めています。これは別の週に休む場合であっても、特定の1週間が40時間を超えていれば、その超えた時間は時間外労働となり、事前に36協定の届出がなければ違法となります。また割増賃金として通常賃金の1.25倍を支払わなければなりません。

ただし、これには一部例外があり変形労働時間制を就業規則等で採用している場合で、一定期間を平均して1週当たり40時間と定めている時は、時間外労働ではなく所定労働時間とすることもできます。

ご相談のケースで何の変形労働時間制も採用していない場合には法定労働時間を超えておりますのでご注意ください。

変形労働時間制にはいくつかの要件や採用する際の手続きが必要ですので、詳しくは当署監督課にお問い合わせください。

## 二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「**転ばぬ先の杖**」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112